

6 農流第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年4月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR業務委託

2 競争入札参加者の資格要件

長崎県内に本店又は支店等を置き、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、人員配置及び適正な経理執行体制を有していること。

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この告示の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和6年5月9日（木）までの間（県の休日を除く。）の9時から17時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げ

る場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第2号）

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県 農林部 農産加工流通課

〔電話〕 095-895-2996

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第3号）により申請者あて通知（原則として郵送）する。

7 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年2月28日(金)までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。